



2015年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社 王将フードサービス
 代 表 者 名 代表取締役社長 渡邊 直人
 (コード番号 9936 東証第一部)
 問 合 せ 先 R & C 部長 内田 浩次
 (TEL. 075-595-4484)

定款一部（取締役・監査役の責任免除）変更に関するお知らせ

当社は、2015年5月15日開催の取締役会において、2015年6月26日開催予定の第41回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更

(1) 変更の理由

2015年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(2014年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されることになりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第33条(取締役の責任免除)および第42条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款33条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第33条 <条文省略> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間で、当該 <u>社外</u> 取締役の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第33条 <現行どおり> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>)との間で、当該取締役の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
(監査役の責任免除) 第42条 <条文省略> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 監査役との間で、当該 <u>社外</u> 監査役の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	(監査役の責任免除) 第42条 <現行どおり> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、当該監査役の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

以 上